○大府市民間住宅省エネ改修費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、既存住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、民間の既存住宅の所有者等が行う民間住宅省エネ改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市民間住宅省エネ改修費補助金（以下「補助金」という。）について、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号国土交通事務次官通知）、愛知県民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱（令和７年４月１日付け７住計第１３７号建築局長通知）及び大府市補助金等交付規則（昭和４６年大府市規則第７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅　大府市内に存する一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の２分の１未満のものに限る。）を含む（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第２条第２項に規定する新築住宅は除く。

⑵　省エネ基準　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

⑶　ＺＥＨ水準　日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）に定める断熱等性能等級５（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級６の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

⑷　省エネ設計　省エネ改修を目的とした調査、設計及び計画をいう。

⑸　省エネ改修　省エネ基準又はＺＥＨ水準の省エネ性能を確保するための開口部、躯体等の断熱化に係る工事及び設備の効率化に係る工事をいう。

⑹　仕様基準　省エネ基準にあっては、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成２８年国土交通省告示第２６６号）の「１　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様を、ＺＥＨ水準にあっては、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第１１０６号）の「１　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

⑺　ＢＥＬＳ　建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和５年国土交通省告示第９７０号）における表示すべき事項に関する第三者による評価をいう。

⑻　管理組合　マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第３条若しくは第６５条に規定する団体又は同法第４７条第１項（同法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

⑼　市内事業者　市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。

⑽　高齢者世帯　居住者の全員が、補助金の交付の対象となる工事の完了予定日の属する年度の３月３１日において６５歳以上である世帯をいう。

⑾　障がい者世帯　居住者の中に次のいずれかに該当するもののいる世帯をいう。

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号身体障害者障害程度等級表の１級から４級までに該当するもの

イ　厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者で、その判定区分がＡ又はＢのもの

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その判定区分が１級又は２級のもの

エ　恩給法（大正１２年法律第４８号）別表第１号表の２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表の３第１款症の障がいがある戦傷病者

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、住宅の省エネ改修とし、次の各号のいずれかに該当するものとする（省エネ設計を併せて行う場合は、省エネ設計を含む。）

⑴　省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はＺＥＨ水準に相当することについて、ＢＥＬＳ等の評価又は認証を受けているもの（取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。）

⑵　住宅の部分について別表第１－１に定める改修工事を行うもの（以下「部分改修」という。）

⑶　⑴に掲げるＺＥＨ水準に相当する全体改修と併せて実施する構造補強工事であって、次のいずれかに該当するもの

ア　構造計算により構造安全性が確認できるもの

イ　令和７年４月に施行した、建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できるもの

２　補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　地震に対する安全性が別表第１－２に定めるいずれかの方法により確認できるもの

⑵　現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては、ＺＥＨ水準を満たすよう改修を行うもの

⑶　現にＺＥＨ水準を満たしていないもの

３　補助対象事業は、第８条の規定による補助金の交付決定後に契約を締結し、着手するものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　補助対象事業を実施する住宅の所有者（共同住宅における区分所有法第２条第２項に規定する区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合

⑵　市税を滞納していないこと。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第３条第１項各号に掲げる事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

⑴　住宅に係る省エネ化のための計画の策定に要する費用

ア　省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用

イ　改修設計内容についてＢＥＬＳ等の評価・認証を受けるために必要な費用

⑵　住宅の省エネ改修に要する費用で次のいずれかに該当するもの

ア　全体改修の場合は、省エネ改修に係る費用（ただし、別表１－１にモデル工事費の定めのあるものについては、モデル工事費を上限額とする。）

イ　部分改修の場合は、省エネ改修に係る費用のうち別表１－１に定める工事に係る費用（ただし、モデル工事費を上限額とする。）

ウ　ＺＥＨ水準に相当する全体改修と併せて実施する構造補強工事に係る費用

２　前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公的機関の補助制度を受けた又は受ける予定がある場合は、当該補助制度が対象とする部分に係る経費は、補助対象経費から除くものとする。

３　補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含めないものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、別表第２のとおりとする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

２　設備の効率化に係る工事における補助金の交付額については、開口部や躯体等の断熱化に係る工事における補助金の交付額以下とする。

３　同一の住宅に対する補助金の交付は、原則として１回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象事業の着手予定日の３０日前又は着手予定日の属する年度の１２月２８日（大府市の休日を定める条例（平成元年大府市条例第３１号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、直前の市の休日でない日）のいずれか早

い日までに、大府市民間住宅省エネ改修費補助金交付申請書（第１号様式）に別表第３に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは大府市民間住宅省エネ改修費補助金（変更）交付決定通知書（第２号様式）により、適当でないと認めた時は大府市民間住宅省エネ改修費補助金不交付決定通知書（第３号様式）により補助申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要と認める条件を付すことができる。

（事業内容の変更等）

第９条　交付決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた後に補助対象事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じる場合は、あらかじめ、次の各号に定める書類を添えて、大府市民間住宅省エネ改修費補助金変更交付申請書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

⑴　変更後の補助対象経費に係る見積書の写し

⑵　変更図面その他の変更内容が分かる書類

⑶　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の変更交付を決定し、大府市民間住宅省エネ改修費補助金（変更）交付決定通知書（第２号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者は、補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合又は申請年度の２月末日（市の休日に該当する場合は、直前の休日でない日）までに事業が完了しない、若しくは実施が困難となった場合は、大府市民間住宅省エネ改修費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大府市民間住宅省エネ改修費補助金補助事業中止(廃止)決定通知書（第６号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第１０条　補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、第７条の規定による交付申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げを行うときは、第８条第１項の規定による交付決定通知を受理した日から起算して１５日を経過した日までに、大府市民間住宅省エネ改修費補助金交付申請取下申請書（第７号様式）を市長に提出するものとする。

（完了実績報告等）

第１１条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の２月末日（市の休日に該当する場合は、直前の休日でない日）までのいずれか早い日までに、大府市民間住宅省エネ改修費補助金完了実績報告書（第８号様式）に別表第４に定める書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、大府市民間住宅省エネ改修費補助金審査結果通知書（第９号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第１２条　補助事業者は、前条第２項の規定による審査結果通知を受け取った後、速やかに大府市民間住宅省エネ改修費補助金交付請求書（第１０号様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の請求書に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第１３条　補助事業者は、補助金の交付を受けて効用が増加した財産については、補助対象事業完了後１０年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数が１０年未満のものにあっては当該耐用年数。次項において同じ。）、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄（以下「財産処分」という。）をしようとする場合は、大府市民間住宅省エネ改修費補助金財産処分承認申請書（第１１号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ市に納付した場合は、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、処分を承認することが適当と認められる場合は、大府市民間住宅省エネ改修費補助金財産処分承認通知書（第１２号様式）により、その承認事項及び条件を当該申請をした者に通知するものとする。

３　補助事業者は、補助対象事業の実施後に当該住宅を取得する者に対して、財産処分の制限に係るこの要綱の規定を周知し、及び継承させるものとする。ただし、交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ市に納付した場合は、この限りでない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１４条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

⑴　偽りその他の不正の行為により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

⑵　補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

⑶　補助金を交付の目的以外に使用したとき。

⑷　第１０条第１項の規定による交付申請の取下げがあったとき。

⑸　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定の取消しを決定した場合は、大府市民間住宅省エネ改修費補助金交付決定取消通知書（第１３号様式）により補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当

該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、大府市民間住宅省エネ改修費補助金返還通知書（第１４号様式）により期限を定めて、補助事業者に通知し、補助金の返還を求める。

（会計帳簿等の整備等）

第１５条　補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（協力）

第１６条　市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助対象事業に関する調査の協力を求めることができる。

２　補助事業者は、前項の規定による協力に応じるよう努めるものとする。

（その他）

第１７条　補助金の交付等に関しては、この要綱によるほか、次に掲げるところにより行うこととし、その他必要な事項は、別に定める。

⑴　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）

⑵　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）

⑶　国土交通省所管補助金等交付規則（平成１２年内閣府・建設省令第９号）

⑷　補助事業等における残存物件の取扱について（昭和３４年３月１２日付け建設省会発第７４号建設事務次官通達）

⑸　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱について（昭和３４年４月１５日付け建設省住発第１２０号住宅局長通達）

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年６月２日から施行する。

（適用期限）

２　この要綱は、令和１０年２月２９日までに実績報告書が提出された補助金について適用する。

附　則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

別表第１－１（第３条、第５条関係）

１ 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

（１）開口部の断熱化に係る改修工事

工事内容／部位	対象となる改修工事		モデル工事費		仕様・備考	
	工事種別	工事規模	省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準
窓	ガラス交換※1	1.4㎡以上※3	88,000円/枚	112,000円/枚	以下の各号のいずれかに該当すること ①国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」において開口部の改修（「断熱等」の機能を有するものに限る。）に型番登録された建材であること ②カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの	以下の各号のいずれかに該当すること ①「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において開口部の改修（「断熱等」の機能を有するものに限る。）に型番登録された建材のうち、一戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅においては性能区分C以上であること ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの
		0.8㎡以上1.4㎡未満※3	64,000円/枚	80,000円/枚		
		0.1㎡以上0.8㎡未満※3	24,000円/枚	32,000円/枚		
	内窓設置※2 ・外窓交換	2.8㎡以上※4	200,000円/箇所	272,000円/箇所		
		1.6㎡以上2.8㎡未満※4	160,000円/箇所	216,000円/箇所		
		0.2㎡以上1.6㎡未満※4	136,000円/箇所	176,000円/箇所		
ドア	ドア交換	開戸：1.8㎡以上※4	288,000円/箇所	392,000円/箇所		
		引戸：3.0㎡以上※4				
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満※4	256,000円/箇所	344,000円/箇所		
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満※4				

※１　ガラスの交換は、個所数ではなく、交換するガラス１枚あたりに補助
※２　内窓交換を含む
※３　ガラスの寸法とする
※４　内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

（２）躯体等の断熱化に係る改修工事

工事内容／部位	断熱材の区分		モデル工事費		仕様・備考	
			省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準
外壁	A～C	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C区分：熱伝導率（W/m･K）0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率（W/m･K）0.034以下	168,000円/㎥	225,000円/㎥	以下の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等が省エネ基準の仕様基準に適合するもの ①「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材であること ②カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの	以下の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合するもの ①「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている建材であること ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの
	D～F		252,000円/㎥	338,000円/㎥		
屋根・天井	A～C		60,000円/㎥	80,000円/㎥		
	D～F		102,000円/㎥	137,000円/㎥		
床	A～C		210,000円/㎥	280,000円/㎥		
	D～F		316,000円/㎥	420,000円/㎥		

2 設備の効率化に係る工事

エコ住宅設備の種類	適用		モデル工事費 （省エネ基準・ZEH水準共通）	仕様・備考
	省エネ基準	ZEH水準		
太陽熱利用システム※1	○	○	452,000円/戸	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS※5 A4112 :2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS※5 A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
節水型トイレ				「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
掃除しやすい機能を有するもの以外	○	○	168,000円/台	JIS※5 A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS※5 A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」またはJIS※5 A5207:2019 またはJIS※5 A5207:2022 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
掃除しやすい機能を有するもの	○	○	184,000円/台	上記の節水に関する基準に加え、（１）～（３）のいずれかを満たすトイレであること。 (1) 総高さ700mm 以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌※6する機能を備えていること。
高断熱浴槽※1	○	○※2	437,000円/戸	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS※5 A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器※1			279,000円/戸	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	○	○※3		JIS※5 C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0 以上であること。
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	○	○※3		給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）	○	○※3		油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）	○	○		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705 ）が 102 %以上であること。
節湯水栓	○	○※4	63,000円/台	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS※5 B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ZEH水準にあっては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓に限る。
燃料電池システム（エネファーム）	○	○	－	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
コージェネレーション設備	○	○	－	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS※5 基準（ JIS※5 B8122 ）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（ LHV 基準）で80 %以上であること。
蓄電池	○	○	510,000円/戸	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和４年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
LED照明	○	○	－	工事を伴うものに限る。

※１　設置を行った設備の種類に応じて戸当たり１台分までを補助対象とする。
※２　「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと節湯水栓　（浴室シャワー水栓に限る）と３つセットの場合に限る。（既設も可）
※３ 節湯水栓　（浴室シャワー水栓に限る）と高断熱浴槽と３つセットの場合に限る。（既設も可）
※４ 浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と３つセットの場合に限る。（既設も可）
※５　産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第１項の日本産業規格をいう。
※６　第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

別表第１－２（第３条関係）

地震に対する安全性の確認方法

<table>
<tr><th>事業の種類</th><th>ZEH水準への改修を行う場合</th><th>省エネ基準への改修を行う場合</th></tr>
<tr><td>全体改修</td><td rowspan="2">以下の①～③のいずれかに該当するものであること
①昭和56年６月１日以降に着工されたもの
②耐震診断※により構造安全性が確かめられたもの
③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの</td><td rowspan="2">以下の①～③のいずれかに該当するものであること
①昭和56年６月１日以降に着工されたもの
②耐震診断※により構造安全性が確かめられたもの
③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの</td></tr>
<tr><td>部分改修</td></tr>
</table>

※　平成18年国土交通省告示第184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む）

別表第２（第６条関係）

省エネ性能の区分	補助金の額
省エネ基準	次に掲げる額の合計額。ただし、補助対象経費を超える場合は補助対象経費を上限額とする。 (1)補助対象経費について、次に掲げる額のいずれか低い額。 ア　補助対象経費の合計額に５分の２を乗じて得た額。 イ　３０万円 (2)　１０万円(市内事業者を利用する場合に限る。) (3)　１０万円(高齢者世帯又は障がい者世帯の場合に限る。)
ZEH水準	次に掲げる額の合計額。ただし、補助対象経費を超える場合は補助対象経費を上限額とする。 (1)補助対象経費について、次に掲げる額のいずれか低い額。 ア　補助対象経費の合計額に５分の４を乗じて得た額。 イ　７０万円 (2)　２０万円(市内事業者を利用する場合に限る。) (3)　２０万円(高齢者世帯又は障がい者世帯の場合に限る。)

別表第3（第7条関係）

書類の種類		備考	必須● 該当○
1	別紙1（第1号様式） 確認書		●
2	別紙2（第1号様式） 内訳書 （省エネ設計・改修 省エネ基準相当）		●
3	別紙3（第1号様式） 内訳書 （省エネ設計・改修 ZEH水準相当）		
4	別紙4（第1号様式） 現況写真等		●
5	住宅の所有者がわかる書類（登記簿等）	直近3か月以内に発行されたもの	●
6	案内図		●
7	建築確認年月日及び延べ面積がわかる書類（建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等）	直近3か月以内に発行されたもの	●
8	省エネ改修工事計画書（平面図（改修室、改修部位、補助対象建材、設備等を表示した関係図面）、詳細図等）		●
9	見積書の写し	補助対象経事業費とそれ以外の明細がわかるもの	●
10	市内に本社を有すること（個人事業者を利用する場合については市内に在住すること）を証明する書類（登記事項証明書等）	市内施工業者を利用する場合 直近3か月以内に発行されたもの	○
11	世帯全員の住民票	高齢者世帯又は障がい者世帯の場合 直近3か月以内に発行されたもの	○
12	障害者手帳その他障がいの程度を証する書類	障がい者世帯の場合	○
13	BELS評価書等	全体改修の場合（交付申請時点で評価又は認証の取得ができていない場合は、評価申請書および添付書類一式）	○
14	建材、設備等の内訳、仕様等が確認できる書類	部分改修の場合	○
15	地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類（耐震改修補助事業交付決定通知書等）	昭和56年5月31日以前に着工した建物の場合	○
16	構造計算により構造安全性が確認できる書類 又は 令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できる書類(壁量計算書、構造計算書等)	ZEH水準に相当する全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合	○
17	他の補助金等申請書の写し	他の補助金を受ける場合	○
18	集会の決議を得たことを証する書類	補助申請者が管理組合の場合	○
19	管理組合の承諾書	共同住宅の共有部分（窓・ドア等）を改修する場合	○
20	必要に応じて市長が指定する書類		○

別表第4（第11条関係）

書類の種類		備考	必須● 該当○
1	別紙1（第8号様式） 工事写真	改修箇所すべての施工中、完了後の写真	●
2	別紙2（第8号様式）施工チェックリスト		●
3	別紙2（第1号様式） 内訳書 （省エネ設計・改修 省エネ基準相当）		●
4	別紙3（第1号様式） 内訳書 （省エネ設計・改修 ZEH水準相当）		
5	請負契約書の写し		●
6	支払いを証する書類		●
7	出荷証明書又は納品書の写し		●
8	BELS評価書の写し	BELSの評価又は認証を受けるために必要な費用を補助対象経費とした場合	○
9	省エネ設計を実施したことが分かる資料	省エネ設計を実施した場合	○
10	地震に対する安全性が確認できる書類	昭和56年5月31日以前に着工した建物のうち、省エネ改修と併せて耐震改修を実施した場合	○
11	構造安全性能を証明できる書類	ZEH水準に相当する全体改修と併せて構造補強工事を実施した場合	○
12	必要に応じて市長が指定する書類		○